

山口県教育委員会は 教職員の働き方改革を 推進しています

学校における働き方改革の目的は？

教師が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが、学校における働き方改革の目的です。

(文部科学省)

「働き方改革加速化プラン【改訂版】」に基づく 取組を進めています

【プランの目標】

時間外在校等時間※の上限方針の遵守

「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0(ゼロ)%に近づける。」

※ 時間外在校等時間：勤務時間外において、学校教育に関する業務を行っている時間のことです。

【プランの3つの柱と13の取組】

柱1 業務の見直し・効率化

- ① 事業・校務等の総点検と精選
- ② 統合型校務支援システムの導入と運用
- ③ 校務におけるICTの活用促進
- ④ 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

柱2 勤務体制等の改善

- ⑤ 勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握
- ⑥ 意識改革を図る研修の充実
- ⑦ 部活動の適正化
- ⑧ 留守番電話の活用
- ⑨ メリハリのある働き方のルール化

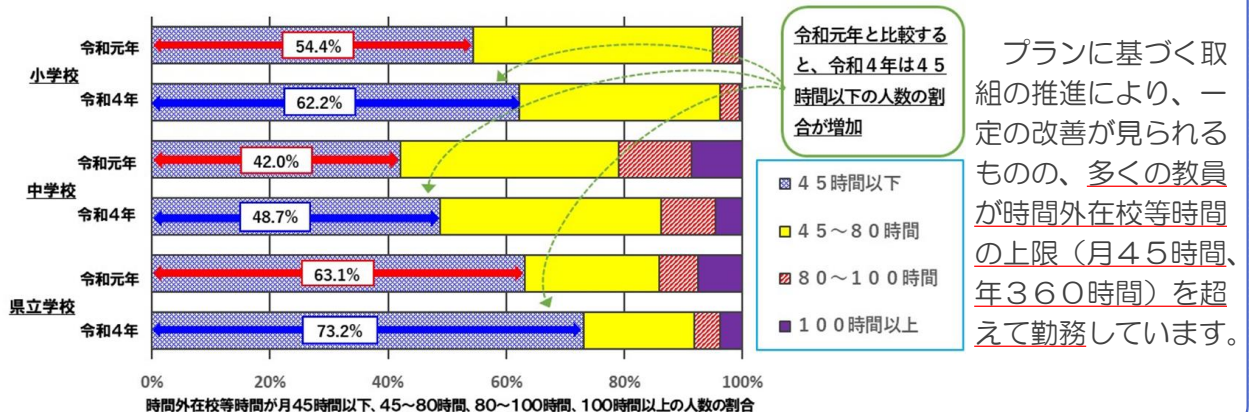
柱3 学校支援人材の活用

- ⑩ 学校運営協議会等の仕組みの活用
- ⑪ 教員業務支援員の配置
- ⑫ 部活動指導員の配置
- ⑬ ICT支援員の配置

「ICT」と「コミュニティ・スクール」を
各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進

教員の時間外在校等時間の現状は？

月当たりの時間外在校等時間の状況（山口県）【令和元年(4～12月)→令和4年(4～12月)】



県教育委員会では、働き方改革の取組を着実に推進し、**教員が「教員でなければできない業務」に全力投球**して、子どもたちに**質の高い教育活動を行うことができる環境を**めざしています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑤ 調査・統計等への回答 ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 ⑦ 校内清掃 ⑧ 部活動	⑨ 給食時の対応 ⑩ 授業準備 ⑪ 学習評価や成績処理 ⑫ 学校行事の準備・運営 ⑬ 進路指導 ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（H31. 1. 25）」より)

各学校では、学校運営協議会等を通して、保護者・地域などの理解・協力を得るとともに、ICT環境を最大限に活用して、学校における働き方改革を進めています。

保護者・地域の方による連携・協働の様子(例)



登下校の見守り



部活動指導



面接指導のサポート

保護者・地域の皆様へ

これまでも多くの方々のご協力により、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けた取組が進んでいます。今後も、ご理解・ご協力をお願いします。

時間外の対応について

各学校において「最終退校時刻」や「ノー残業デー」、長期休業中における「学校閉庁日」の設定を行っています。各学校の対応について、ご確認のうえ、学校への連絡は勤務時間内を基本をお願いします。時間外については、留守番電話による対応となる場合があります。

部活動の適正化について

「学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】」に基づき、適切な休養日や活動時間の設定等を行いながら、部活動を運営しています。各学校における取組へのご理解・ご協力をお願いします。

文書・調査等のデジタル化について

各学校から家庭に配布する文書や調査・アンケート等のデジタル化を推進しています。各学校からの案内に従い、適宜、ご対応をお願いします。

学校への支援・協力について

県では、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを支援する「地域連携教育」の取組を推進しています。引き続き、学校教育活動への積極的なご支援、各種ボランティアや登下校の見守り等へのご協力をお願いします。